

4) 掛金の増額

1. 掛金の増額

この制度にご加入後、1年以上経過した被共済者については、当初加入口数と合計して30口を限度として掛金を増額することができます。

2. 増額の手続き

共済契約申込書に所定の事項を記入しパナソニック専門店共済会支部事務局へ送付してください。

3. 加入日（増口）

新規加入の場合と同様、3ヶ月毎にお取扱いいたします。申込み手続日によってつぎのとおり加入日が異なります。

※増額は新規加入後1年以上を経過することが必要です。

申込締切日 共済会業務係（共済会支部事務局）必着	加入日（増口）
6月15日	10月1日
11月15日	1月1日
2月15日	4月1日
5月15日	7月1日

上記は標準日程です。

4. 被共済者名簿、被共済者証

- ・自動発行いたしません。

被共済者名・加入口数等の確認についてはあなたの街のでんきやさんサイトの「販売店共済会情報」をご覧ください。

加入日（増口）10月1日の場合→

「期首確定加入状況表」（10月中旬掲載予定）よりご確認ください。

加入日（増口）10月1日以外の場合→

「最新加入状況表」（加入月上旬に掲載予定）よりご確認ください。

- ・「被共済者名簿」「被共済者証（申請者のみ発行 *注1）」の発行を希望される方は、パナソニック専門店共済会支部事務局までご連絡をお願いいたします。

*注1 ただし、使用用途として「被共済者証」は被共済者にお渡しされる場合に限りです。